



## Global Tax Update

英国

税理士法人トーマツ

2015年1月

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。  
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 1. 3月18日発表の予算案

財務大臣は、予算案を2015年3月18日に発表すると表明した。2015年財政法案は2014年12月10日に公表されている。財政法案に関する意見(consultation)提出期限は2015年2月4日である。

### 2. パテントボックス:英国・ドイツのアプローチがOECDにて採用

2014年12月2日、David Gauke 国庫大臣(Financial Secretary to the Treasury)は、英国およびドイツが合意したパテントボックス(patent box)税制に対する修正案がOECDおよびEUに受諾され、今後、知的財産関係優遇税制上の「実質的な活動(substantial activity)」に関するOECDの検討の基礎となることを確認した。

本合意では、現行の「イノベーションボックス(innovation box)制度」を「修正ネクサス(modified nexus)方式」に変更する方式が規定されている。これは、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting(税源浸食と利益移転))プロジェクトの一環である、「有害な税制上の慣行(Harmful Tax Practice)」に関するOECDフォーラムおよび欧州委員会の行動規範グループ(Code of Conduct Group)の両者の取組みと整合している一方、現行の英国パテントボックス税制が採用している移転価格方式からは大きな変更がなされる

ことを意味する。概念上、「修正ネクサス(modified nexus)方式」は、研究開発に係る支出と当該研究開発で開発された特許(パテント)から生じる所得との間に関連性があることを基礎としており、研究開発支出を商業化活動の証拠とみなしている。また、申請企業自身の試験研究支出と知的財産(IP)の創出にグローバルに携わったすべての当事者の試験研究支出とが比較され、優遇税制はIP所得のうち所定の割合についてのみ適用される。

また、申請企業は、適格試験研究支出(外部委託費用を除く)を特定し、過去の分も含めて追跡できるよう準備することが求められる。

### 3. 持株会社:VATの回収

「持株会社の付加価値税(Valued Added Tax:以下「VAT」)回収に関する英国歳入税関庁(HM & Revenue and Customs:以下「HMRC」)のガイダンス(概要についてはHMRC Brief 32(2014)を参照のこと)」について話し合われた先日の会合の中で、HMRCは以下の内容を確認した。

- 本ガイダンスは、VATグループの持株会社が支出する、通常の「管理(stewardship)」コストに係るVAT回収の制限を直接的に意図するものではない
- 本ガイダンスは、特にM&A活動関連費用について持株会社が負担するVATの回収について

ての懸念を念頭においている

- 本ガイダンスは、BAA Limited 訴訟について控訴裁判所 (Court of Appeal) が下した判決に係る特定の文脈の中で解釈されるべきである
- 本ガイダンスを撤回する予定は今のところないが、HMRC は、本規定の適切な運用を図るため、上記の点について内部で周知徹底する予定である

現在控訴裁判所に提起されている取引コストの VAT 回収に関する多数の事例の解決方法については、HMRC との話し合いが続いている。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/eu)

## 本件に関するお問い合わせ

### Deloitte LLP ロンドン事務所

パートナー 古新居 由紀

[ykonii@deloitte.co.uk](mailto:ykonii@deloitte.co.uk)

ディレクター 日高 大雅

[hhidaka@deloitte.co.uk](mailto:hhidaka@deloitte.co.uk)

## ニュースレター発行元

### 税理士法人トーマツ

#### 本部・東京事務所

〒100-8305

東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

新東京ビル 5 階

TEL : 03-6213-3800(代)

email : [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

URL : [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社 (税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します) に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (英国の法令に基づく保証有限責任会社) のメンバーファームおよびそれらの関係会社 (有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む) の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家 (公認会計士、税理士、コンサルタントなど) を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence” となることを目指しています。

Deloitte (デロイト) とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL (または “Deloitte Global”) はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。